

令和8年(2026年)3月26日

## 介護サービス事業者に対する行政処分について

札幌市では、「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」の規定に基づき、令和8年3月19日付けで下記のとおり処分を決定しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 対象事業者

法人名：株式会社ノアコンツェル  
所在地：札幌市豊平区平岸7条14丁目1-32  
代表者：代表取締役 田邊 隆通

#### 2 対象事業所

事業所名：デイサービスセンター泉共北6条  
所在地：札幌市東区北6条東6丁目2-3  
事業の種類：指定通所介護及び指定第1号通所事業（平成31年1月1日指定）  
事業所番号：0170208623

#### 3 行政処分の内容等

##### (1) 行政処分の内容

介護報酬請求額の上限を7割とする制限（3割の減額）3か月

##### (2) 対象期間

令和8年4月1日から令和8年6月30日まで

#### 4 行政処分に至る経緯、理由

##### (1) 人格尊重義務違反（法第77条第1項第5号）

令和7年9月3日、対象事業所において、介護職員氏が入浴介助中に、嫌がる利用者の顔に直接シャワーをかけるという身体的及び心理的虐待（以下「本件行為」という。）を行い、法第74条第6項に規定する義務に違反した。

##### (2) 法令違反（法第115条の45の9第1項第6号）

(1)のとおり、法に違反したものと認められることから、法第115条の45の9第6号の規定に該当し、一体的に運営している第1号通所事業についても、指定通所介護と同様に行政処分を行うものである。